契 約 変 更 理 由 書

神戸市

工　　事　　名	市野瀬有馬線(五社)歩道設置工事

契約変更後の工事概要

工事延長　L=186.9m
道路土工　1式、排水構造物　1式、施設工　1式、擁壁工　1式、舗装工　1式
区画線工　1式、防護柵工　1式、附帯工　1式、構造物撤去工　1式、仮設工　1式

設計変更の理由

①地権者と協議を行った結果、民地内の樹木の伐採及び伐根が必要となり、その施工に支障となる部分の石積みの撤去・復旧を要したため、腰石積工の施工範囲が増工となる。
②上記に伴い、フェンス復旧工の施工範囲が増工となり、また、材料の再利用が不可能となるため、材料を再利用から購入へと変更となる。
③現地調査の結果、歩道設置予定箇所において既設グレーチング蓋(粗目)が歩道用でないことが判明し、歩行者の通行に支障をきたす恐れがあったことから、安全対策として、鋼製グレーチング蓋（細目）設置工・コンクリート床版工が増工となる。
④工事の影響により、墓地進入路が急勾配となったため、歩行者の交通安全対策として手すり設置工が増工となる。
⑤現地調査の結果、舗装の劣化が著しいことから、車道舗装工が増工となる。
⑥工期延長(30日間)、および警察との協議の結果、交差点部付近の安全対策を行う必要が生じたため、交通誘導員を増工する。
⑦その他、数量の増減ならびに工種の変更については、現地精査による。

※上記内容の設計変更については、令和6年3月6日請負契約審査会承認済